

③ 児童福祉法の通所給付（サービス）のご案内

1. 通所給付（サービス）利用までの流れ

（窓口）障がい福祉課

サービス利用までの流れとその概要	
流れ	概要
1 相談	障害児通所給付(サービス)の利用を希望されている児童の保護者は、生活支援センターにご相談ください。 ・どのようなサービスを利用したらよいか。 ・どのような事業者がどのようなサービスを提供しているのか。 ・申請の手続きはどうすればよいか。など
2 申請	利用したいサービスについて市障がい福祉課窓口に申請をします。
3 児童支援利用計画案の作成依頼	指定障害児相談支援事業者と契約し、児童支援利用計画案の作成を依頼します。
4 サービス利用意向聞き取り	指定障害児相談支援事業者が、申請者等から希望するサービス等の内容を聞き取ります。
5 児童支援利用計画案の作成・提出	指定障害児相談支援事業者が、聞き取った内容等をもとに児童支援利用計画案を作成し、市へ提出します。
6 支給決定 児童支援利用計画の作成	市が、介護や居住の状況、サービスの利用意向、児童支援利用計画案等をもとに、サービスの支給量などを決定します。また、課税状況などに応じて、サービス利用料の月額負担上限が決定され、受給者証が交付されます。指定障害児相談支援事業者が支給決定された内容をもとに、サービスを利用する事業者と相談しながら、児童支援利用計画を作成します。
7 事業者と契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、受給者証を提示して契約をします。
8 サービス利用開始	児童支援利用計画、事業者が作成する支援計画に基づき、サービスの利用を開始し、事業者に対して利用料（原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります）を支払います。

◎児童支援利用計画案は、申請者ご自身による作成も可能です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

2. 通所給付（サービス）の種類

サービス類型	サービス名称	サービス内容	支給条件
通所・訪問系サービス	児童発達支援	主に未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	区分不要
	放課後等デイサービス	就学児に授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	人工呼吸器装着や重い疾病のため、児童通所サービスを受けるために外出できない児童に、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な訓練などを行います。	
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校等に通う児童に、他児との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	

県内の指定障害児通所支援事業者は奈良県ホームページをご覧ください。

3. 通所支援の利用者負担額

原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります。

なお、令和元年10月1日から、3歳から5歳（クラス年齢で決まります）までの通所支援にかかる利用者負担が無償化されています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。